

4. 自立支援医療

ご利用にあたっては、事前に申請し医療サービスの必要性の認定を受けることが必要です。

認定された方には、「自立支援医療受給者証」が交付されますので、指定医療機関で提示のうえ、医療サービスを受けてください。

更生医療の給付

問合せ・・・障がい福祉課 障がい給付係 525-3796

申請先・・・障がい福祉課 障がい給付係

身体障害者手帳を所持している18歳以上の方で、手術などにより、障がいが改善又は機能の維持が保たれる見込みがある場合に、その医療費が給付されます。

対象となる医療内容

- ・ペースメーカー植込み術
- ・人工弁置換術
- ・人工関節置換術
- ・じん移植術
- ・人工透析
- ・水晶体摘出術
- など

申請に必要なもの

- 申請書
 - 医師の意見書（指定の様式）
 - 同意書
 - 健康保険証
 - 身体障害者手帳
 - 特定疾病療養受療証（所持者のみ）
 - 印かん
 - 個人番号を確認できる書類（P58参照）
 - 身元を確認できる書類（P58参照）
- ※治療開始前に申請が必要となります。

育成医療の給付

問合せ・・・障がい福祉課 障がい給付係 525-3796

申請先・・・障がい福祉課 障がい給付係

18歳未満の児童で、疾患等により将来において障がいを残すおそれがあり、確実に治療効果を期待できる場合、その医療費が給付されます。

対象となる医療内容

- ・ペースメーカー植込み術
- ・人工弁置換術
- ・人工関節置換術
- ・じん移植術
- ・歯科矯正
- ・補装具療法
- など

申請に必要なもの

- 申請書
 - 医師の意見書（指定の様式）
 - 同意書
 - 健康保険証
 - 印かん
 - 個人番号を確認できる書類（P58参照）
 - 身元を確認できる書類（P58参照）
- ※治療開始前に申請が必要となります。

精神通院医療の給付

問合せ・・・障がい福祉課 障がい給付係 525-3796

申請先・・・障がい福祉課 障がい給付係・各支所窓口

精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する場合、その医療費が給付されます。なお、受給者証の有効期間は1年で、有効期限の3カ月前から再認定の手続きができます。

申請に必要なもの

- 申請書
 - 診断書（指定の様式）
 - 同意書
 - 健康保険証
 - 非課税年金を受給している方は、その年金額がわかる書類
 - 印かん
 - 個人番号を確認できる書類（P58参照）
 - 身元を確認できる書類（P58参照）
- 「精神障害者保健福祉手帳」と同時申請する方
→申請書（手帳用・医療費申請用）、診断書（手帳用）、同意書、健康保険証
※院外薬局の方、デイケア利用の方、訪問看護を受ける方は医療機関と同様に、記入が必要です。
※給付するにあたり、あらかじめ申請が必要となります。

自立支援医療の費用負担について

医療費の1割を負担することになります。ただし、1ヵ月あたりの負担が増えすぎないように、所得に応じた支払いの限度額が設定されています。

利用者負担

原則1割

<自己負担上限額>

	世帯の所得区分	自己負担上限額（月額）	
		一般	重度かつ継続
生活保護	生活保護世帯	0円	0円
低所得1	市民税非課税世帯で受給者の収入が80万円以下	2,500円	2,500円
低所得2	市民税非課税世帯で受給者の収入が80万円超	5,000円	5,000円
中間1	市民税所得割が3万3千円未満	医療保険の 自己負担上限額	
中間2	市民税所得割が2万3千5百円未満		10,000円
一定所得以上	市民税所得割が2万3千5百円以上	自立支援医療の 対象外	20,000円 経過措置 (平成33年3月31日まで)

※自立支援医療における「世帯」とは、受給者と同じ医療保険に加入している方全員が対象になります。

※重度かつ継続の対象者…統合失調症や躁うつ病などの方

心臓機能障がい（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、じん臓機能障がい、
肝臓機能障がい（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）、小腸機能障がい、
免疫機能障がいに該当する方
医療保険の高額療養費で多数該当する方

※育成医療における経過措置（平成33年3月31日まで）

	世帯の所得区分	自己負担上限額（月額）	
		一般	一般（経過措置）
中間1	市民税所得割が3万3千円未満	医療保険の 自己負担上限額	5,000円
中間2	市民税所得割が2万3千5百円未満		10,000円